

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和2年3月30日)

開催日及び場所		令和2年2月27日(木) 北陸農政局第3会議室			
委員		鈴木 到 (弁護士) 松木 浩一 (公認会計士) 小倉 正人 (ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和元年7月1日～令和元年12月31日			
審議対象案件		215件 うち、1者応札(応募)案件75件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		7件 うち、1者応札案件5件 (抽出率3.3%) (抽出率6.7%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応募案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		抽出なし	
		随意契約(その他)		抽出なし	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>1 一般競争（総合評価落札方式・標準B型・施工体制確認型）</b>  <b>柏崎周辺（二期）農業水利事業</b>  <b>施設管理省力化整備工事</b></p>	
	<p>◆本工事で交換する前の放流設備が設置されたのは、いつ頃のことか。</p> <p>◆更新後のバタフライフロート弁というのは、特殊なものなのか、それとも、一般的に用いられているものなのか。</p> <p>◆1者応札に係るアンケート結果を見ると、専門分野・得意分野と異なるものであるという回答が多かったことから、やや特殊なものなのかという印象を持ったが、そうではないということか。</p> <p>◆既設構造物の工事という点が工事を難しくしているとなると、やはり既設構造物を当初施工した業者の方がやり易いということがあるのではないか。</p> <p>◆1者応札に対する具体的な改善策として、公告期間の長期確保に努めるとしているが、公告期間はこれだけ確保しなければならないという規定はあるのか。</p> <p>◆公告期間を長く確保しようと思ったら、規定の改正とかが必要になるのか。</p> <p>◆公告内容についての改善点は、ないのか。</p> <p>◆結局、公告期間をもう少し長くしてみるということか。</p> <p>◆既設構造物の取替工事であることが、入</p>	<p>◆設置時期は、平成19年8月です。老朽化に伴う更新ではなく、最大取水量の変更に伴い更新したものです。</p> <p>◆バタフライフロート弁は、特段特殊というものではありませんが、それぞれの設計条件に合わせて製作する必要があります。</p> <p>◆バタフライフロート弁自体は、特殊なものではありませんが、既設のボックスの中という限られた条件で施工するのは、少し難しい面があったかと思います。</p> <p>◆そういう面もあるかとは思いますが、1者応札に係るアンケートの回答で、バタフライフロート弁を取り扱っていない等の回答もあり、業者によって得意とする分野が異なることも1者応札の原因となったのではないかと思います。</p> <p>◆予算決算及び会計令に、入札期日の10日前までに公告することが規定されており、農林水産省の規定においても標準的な日数を示した通知があり、簡易Ⅱ型の場合、入札公告から申請書の提出期限まで10日間が標準となっています。</p> <p>◆公告期間が10日では短いと判断された場合に、少し長くすることは、運用によって可能であり、特に規定の改正等が必要ではありません。</p> <p>◆参加要件は、鋼構造物工事の参加資格を有していることと、同種工事の施工実績は水門扉等工事として規模は問わないとしており、改善すべき点は特に無いと思います。</p> <p>◆ダムに関連工事に関しては、そういったことも検討してみる必要があると思います。</p> <p>◆公告期間の延長が1者応札の改善につなが</p>

札参加の阻害要因になっているとなると、公告期間を伸ばしても、あまり意味がないのではないかと。期間を伸ばしたところで、この工事では参加しにくいということであれば、公告期間を伸ばしたところでその伸ばした期間が徒過してしまうだけで、根本的な解決にならない気がするが。

◆改善点として、公告期間の延長はよく言われているが、他にも様々な要因があると思うので、更なる検討をお願いします。

るかどうかは、難しい面もあるかと思いますが、それでも公告内容を見て参加できるかどうかを判断する期間を長くすることにより、少しでも可能性は広がるのではないかと考えます。

◆分かりました。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>2 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型）</b> 射水平野国営施設機能保全事業 排水管理施設附帯設備改修工事</p>	
	<p>◆この工事は、ゲートの開閉機を手動から電動に換えるだけの単純なもので、誰でも参加しやすいのではないかと思ったが、結果1者応札だったのは何故か。</p> <p>◆はっきり言えば、Aさんが造ったものだから、またAさんがやれば良いじゃないかということか。</p> <p>◆予定価格と落札価格が、かなり近似しているのが気になったが、これは部品の価格等が決まっているからなのか、簡単に積算できるのか。</p> <p>◆1者応札に係るアンケート結果の中で、工事コストに見合うメリットがないと判断したという回答があるが、これは工事の金額が分からないと判断できないと思うが、どうなのか。</p> <p>◆このようなゲートは、この水路に幾つかあるのか、広い射水平野の中で、同じように水路が交差する点は、幾つもあるように思うが。</p> <p>◆いまどき、手動のゲートがあることに驚く。大雨が降ったら、誰かが走って行って回していたということか。</p> <p>◆電源は自家発電か。</p>	<p>◆確かに工事の技術的難易度は高くないのですが、一般論として、他社が施工した施設の改修工事に、積極的に参加しようとする者が無かったものと考えられます。</p> <p>◆施設を全面的に更新する工事であれば、参加者が多かった可能性もありますが、既設構造物を活かして、一部だけ取り換えるという面で敬遠されたのかと思います。</p> <p>◆工事の規模が小さかったことも影響したかと思います。</p> <p>◆入札執行調書のとおり、3回目の入札で落札となっており、最初の入札が予定価格を超過していて、2回目、3回目と少しずつ入札価格を下げた結果落札となったことにより、こういう結果になりました。</p> <p>◆工事の仕様書や数量表を見れば、全体金額がどれくらいかは大体見当はつくと思います。積算に必要な単価等も公表してますので、トータルの設計金額は、概ね把握はできると思います。</p> <p>◆大雨が発生した時に上流部の水が下流の市街地方面に行かないよう、上流で河川にショートカットして流すためのゲートですので、数は多くないと思います。</p> <p>◆確認したところ、他に同様のゲートが2カ所ありますが、既に電動化されているということです。</p> <p>◆前歴事業で造られたもので、20年程度経過しており、今までは手動で対応していたということです。</p> <p>◆これは一般電源です。電力柱から引き込んでいます。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>3 随意契約</b>  <b>新川流域二期農業水利事業</b>  <b>新川河口自然排水樋門建設工事</b></p>	
	<p>◆説明資料に記載のあるゲート設備・管理橋は、関連工事とあるが、これは別途の工事になるということか。</p> <p>◆別途工事になった理由は何かあるのか。</p> <p>◆土木工事と鋼構造物は分けなければならないものなのか。</p> <p>◆説明資料に一期工事と二期工事があるが、今回は一期工事の発注ということだが、二期工事は令和4年度あたりから始まるようだが、二期工事についても随意契約になるということか。一期と同じく技術提案交渉方式をとるといことになるのか。</p> <p>◆二期工事についても今回の随意契約と同様に随意契約を行うということか。</p> <p>◆理屈上は二期工事については別の者と契約締結する可能性もあるということか。</p> <p>◆二期工事について、今回契約しないのは、施工年度が先だからということか。</p> <p>◆建設業者からいろいろな技術提案があった中で、一つ選んだわけだが、説明資料の中に、技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならないという記載があるが、これはどこで公</p>	<p>◆別途工事です。</p> <p>◆土木工事と鋼構造物工事とで、分けて発注します。</p> <p>◆一体的に発注すると、対応できる業者が少なくなるため、それぞれ専門分野の業者に受注してもらうよう、頭首工事等でも、通常鋼構造物の部分と土木構造物部分は分けて発注しています。</p> <p>◆本件の場合、一期工事と二期工事を含めた全体工事について建設業者に技術提案の提出者を公募し、最も優れた技術提案を提出した者の提案を採用し、技術提案内容を反映させ、仮設工から本体工事、撤去工事まで含めた工事全体の設計を決めており、工事内容に技術提案の内容等が含まれているため、これを施工できるのは技術提案を行った者しかありませんので、価格等交渉を行った上で随意契約を行う契約方式となっています。</p> <p>◆二期工事を発注する際にも、今回と同様に随意契約に係る審査を実施した上で進めます。</p> <p>◆二期工事も一期工事と同じ者と随意契約を行う予定です。最終的な審査会は、改めて契約する時点で行いますが、二期工事の内容においても技術提案内容が含まれていることから、これを施工できる者は、今回の受注者しかありませんので、今回と同じ理由で随意契約を行う予定です。</p> <p>◆今回の一期工事の予算措置は令和4年度までであり、それ以降の予算措置が現時点では、されていない状況があるためです。</p> <p>◆公表については、少し遅れており近日中に北陸農政局のホームページで公表する予定です。</p>

表したのか。

◆各社がどんな提案をしたのか、全部公表するのか。

◆説明資料の中で、技術提案の審査に当たり、学識経験者の意見を聴くとあるが、具体的にはどのようにしているのか。

◆優れた設計だということで選んだ提案について、その時点では価格は決まっていないうけで、本件の場合、その後12回にも渡り価格等交渉を行って決めているが、例えば、凄く良い提案だが価格が高過ぎるからダメだということはないのか。もうこの者しかないと言って交渉するのと、予算も考慮した上で検討するのでは、結論が異なることもあるのではないのか。

◆北陸農政局総合評価等審査委員会の委員の氏名は、公表されるのか。

◆技術提案を行った者のうち、選ばれなかった者から、選ばれなかった理由等について、問い合わせ等はないのか。

◆技術提案の評価のポイントで、特に大きなポイントはなにか。

◆この新川という川は、人工の川なのか。

◆去年の台風19号の大洪水の時は、長野県で千曲川が決壊するなど、大騒ぎになったが、新潟県内の話はあまり聞かなかったがどうだったのか。

◆各社の技術提案の内容については、いろいろなノウハウが詰まっていますので、技術提案の内容は公表しないのですが、技術提案の評価結果を、点数を公表します。

◆北陸農政局総合評価等審査委員会というものがあり、ここでは大学の先生を中心に学識経験者として委員になっていただいております。今回の契約を進めるに当たり、3回に渡り、この総合評価等審査委員会に諮っています。

◆技術提案の審査の結果、評価点の1位の者を優先交渉権者ということで、1番目に価格等交渉を行う相手とするということで、交渉は成立する場合と、成立しない場合とを想定しています。価格等交渉で折り合いが付かなければ、技術提案の評価点が2位の者と、改めて交渉するということもあり得ます。

また、価格に関しては、発注者としても積算を行い、優先交渉権者との積算が乖離しないように交渉を進めて、適正価格となるように対応しています。

◆公表します。

◆技術提案書を募った場合については、その契約手続き後に、技術提案書の内容について、どういう評価をしたのかということについて、ヒアリング形式で、面談を行っています。今後の公共工事の技術向上といった点で面談を行っていますが、他社の技術提案内容は非公開としています。

◆技術提案の評価基準を設けており、技術的に優秀なものに対して、優位に評価するようになっています。評価基準は、公示する段階で公示の説明書で提示しています。

◆この一帯は、昔は低平地に潟が点在する排水不良地だったわけですが、排水河川として新川を開削し、日本海へ排出するようにしたもので、元は人工の川です。

◆信濃川の場合は、大河津分水があり、これも人工で開削されたものですが、信濃川から直接、日本海へ洪水を放流することにより、本川下流部の洪水被害を軽減しています。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>4 一般競争（総合評価落札方式（実施方針重視型））</b>  <b>国営土地改良事業地区調査</b>  <b>西川用水地区用水計画検討業務</b></p>	
	<p>◆1者応札に係る事業者に対するアンケートの様式は、選択式になっているのか、それとも自由記載式なのか。</p> <p>◆アンケート結果の中で、1者が参加しても受注見込みがないと判断したという項目を選択しているが、なぜそう判断したのかまでは把握していないか。</p> <p>◆予定価格と落札額が近似しているが、予定価格の積算方法は参考見積徴集ということだが、参考見積の平均値を予定価格としているのか。</p> <p>◆見積内容の主な構成は、どのようなものか。人件費のウエートが高いのか。</p> <p>◆1者応札に係る事業者に対するアンケートは、10者を対象として実施したということだが、その10者は、すべて本業務における参加資格要件を満たしている者なのか。</p>	<p>◆選択式になっています。</p> <p>◆そこまでは確認していません。</p> <p>◆業務全体として最も安価となる参考見積を採用して予定価格を算出しています。</p> <p>◆作業項目と数量等を示して、その作業を実施するには、技術者等が延べ何人必要となるかを見積もってもらいます。それを歩掛と呼んでいますが、参考見積には、作業項目毎の歩掛を記入してもらっています。</p> <p>◆一般的には、調査等に必要な経費も一部ありますが、人件費の割合が高くなります。</p> <p>◆今、確認できる資料は持ち合わせていませんが、資格要件はA等級であることだけのため、ほとんどの者が該当していると思います。</p>



	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>5 簡易公募型競争 関川用水農業水利事業 笹ヶ峰ダム資材搬入路道路台帳補正業務</b></p>	
	<p>◆本業務には、地権者との境界確認等の作業は含まれていないのか。</p> <p>◆本件は、予定価格よりかなり安価で契約を行っており、本件の受注者は、別件でも予定価格よりかなり安い価格で受注しているケースが見受けられるが、どういう会社なのか。</p> <p>◆参加表明書評価結果表の点数は、入札の結果に影響はあるのか。</p> <p>◆本件の場合、評価点は2位でも、入札金額が最低であれば落札者となるのか。</p>	<p>◆業務外です。</p> <p>◆予定価格が1,000万円未満の場合であっても、調査基準価格に相当する価格が設定され、それを下回った場合は品質確保対策として、請負者の責任において第三者による照査を実施する、屋外作業は管理技術者が常駐する等の対応を行っており、業務の成果について問題があるという話は聞いていません。</p> <p>◆簡易公募型競争入札方式の場合、10者を超える参加表明があった場合は、参加表明書をもとに評価を行い、点数の高い方から10者を指名することになっています。本件の場合は、参加表明が4者であったため、すべての者が入札に参加しており、この点数は入札結果に影響することはありません。</p> <p>◆簡易公募型競争入札方式は、総合評価ではなく価格競争のみとなりますので、評価点に関わらず、入札価格が最も低い者が落札者となります。業務内容に応じて、難易度の高い業務の場合は、総合評価やプロポーザル方式を採用しますが、単純な測量業務等の場合は、簡易公募型としています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>6 簡易公募型プロポーザル 加治川用水農業水利事業 水管理施設詳細設計他業務</b></p>	
	<p>◆確認だが、この業務の内容は、松岡ため池の管理等についてのマニュアルの案を作成することと、加治川用水地区の配水管理のためシステム設計をするということか。</p> <p>◆作成したマニュアルは、誰が使用することになるのか。</p> <p>◆マニュアルの作成に当たっては、土地改良区と協議しているのか？</p> <p>◆土地改良区の見解は入れずに、まず作るというのが前提になっていると理解して良いか。</p> <p>◆1者応札に係るアンケートで、手持ち人員の確保が困難や自社都合という回答が多いが、もう少し突っ込んで話を聞くのは難しいか。とりあえず自社都合と書いて回答すれば無難と考えて回答しているようにも感じられるが。</p> <p>◆本件は、契約締結日と業務の着手日が同日だが、この日程で業務開始は間に合うのか。</p>	<p>◆今後本地区の水源地は、内の倉ダムと松岡ため池の2カ所となり、また加治川から取水する頭首工が何カ所かありますが、ダム、ため池、頭首工及び用水路のゲート等を、それぞれ中央管理所からインターネット回線で結んで操作できるようにします。その伝送方式や各装置、伝送路の配置等を具体的にどう構築するのか等の検討・設計することが一つと、新設の松岡ため池の維持管理手法等のマニュアルを整備することの、大きく2つの作業項目があります。</p> <p>◆実際の運用は、土地改良区が行います。</p> <p>◆作成後に内容を説明します。</p> <p>◆土地改良区が分かりやすいように、点検項目等も詳細に検討した上で素案を作成し、それを土地改良区にも説明しながら、完成させていくこととなります。</p> <p>◆アンケートの様式について、以前からご指摘を受けていますので、内容を検討したいと思います。</p> <p>◆契約日は8月7日ですが、8月1日に見積合わせを行い、採用決定通知は同日で行われており、その後契約に必要な書類を整えて8月7日で契約締結したという流れであり、その間1週間ありますので、業務着手の準備を進めることはできたと思います。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>7 一般競争（役務）</b></p> <p><b>鋼矢板腐食促進試験</b></p>	
	<p>◆鉄製品の防食性能に関することは、全国的に検討するものだと思うが、北陸農政局がこういう試験を実施する理由はなにか。</p> <p>◆この試験の成果が、全国的に普及されるということか。</p>	<p>◆農業水利施設の補修・補強に関するマニュアルには、いろいろなものがあり、全国にある七つの農政局で分担して各マニュアルを作成しており、その中で北陸農政局が鋼矢板水路腐食対策（補修）編を担当しているためです。</p> <p>◆特に新潟県内で鋼矢板護岸の排水路が多いことから、北陸農政局が鋼矢板水路の担当となっています。</p> <p>◆成果を受けて作成したマニュアルは、農林水産本省から全国的に通知され、農業用の鋼矢板水路については、このマニュアルに基づいて対応していくこととなります。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>全般について</p> <p>なし</p>	
講 評	<p>◆最近の委員会においては、1者応札に係るアンケートやヒアリングの結果を説明資料に添付していただくようになったことが、1者応札となった要因の理解に役立ったと思います。引き続きこのような工夫をしていただければ、より透明な形で個々案件を審議できると思いますので、ご協力をお願いします。</p> <p>そういう意味では良かったと思いますが、アンケート等の結果の中で、自社都合とか、配置できる技術者がいなかったという回答が多く、その辺をもう少し突っ込んで究明ができれば、なお良かったと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。</p>	